

加古川市廃棄物処理施設の 立地等に関する基準

令和5年4月1日 施行

加 古 川 市

加古川市廃棄物処理施設の立地等に関する基準

所管課	都市計画部	建築指導課
	都市計画部	都市計画課
	都市計画部	まちづくり指導課
	環境部	環境政策課
	環境部	環境保全課

目次

- 第1 趣旨
- 第2 定義
- 第3 対象施設
- 第4 位置の基準
- 第5 道路の基準
- 第6 事前説明等の基準
- 附則

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）その他の法令で定めるもののほか、市内における廃棄物処理施設の立地等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理施設 廃棄物を焼却、破砕、中和等の処理により、減量化、資源化、安定化するための施設をいう。
- (2) 立地等 処理施設の設置又は変更をいう。
- (3) 申請敷地 処理施設の設置又は変更に係る敷地をいう。
- (4) 工業系用途地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- (5) 商業系用途地域 前号に規定する用途地域のうち近隣商業地域及び商業地域をいう。
- (6) 住居系用途地域 第4号に規定する用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域をいう。
- (7) 住宅群 50戸以上の住宅が連たんしているものをいう。
- (8) 町内会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団

体その他これに類する組織をいう。

第3 対象施設

この基準が対象とする処理施設は次のものとする。ただし、工場等の敷地内に位置する処理施設で、当該工場等より排出される廃棄物に限って処理を行うものを除く。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2までに規定する産業廃棄物処理施設
- (2) 処理能力が前号の施設を下回る産業廃棄物を処理する施設
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定する一日あたりの処理能力が5 t以上（焼却施設にあつては、1時間あたりの処理能力が200 kg以上又は火格子面積が2平方m以上）のごみ処理施設
- (4) 処理能力が前号の施設を下回るごみを処理する施設

第4 位置の基準

- 1 市街化区域の場合は、工業系用途地域であり、かつ、加古川市都市計画マスタープランにおける土地利用の方針において工業系であること。ただし、第3の(1)と(3)の施設については、工業地域及び工業専用地域とする。
- 2 市街化区域の場合は、住居系用途地域から申請敷地の境界までの距離が100m以上離れていること。
- 3 市街化調整区域の場合は、住宅群又は商業系用途地域若しくは住居系用途地域から申請敷地の境界までの距離が100m以上離れていること。
- 4 学校、病院、診療所、助産所、社会福祉施設、刑務所等、都市公園又は公の施設（別表に掲げる施設に限る）に係る土地の敷地の境界から申請敷地の境界までの距離が100m以上離れていること。
- 5 次に掲げる区域に設置しないこと。ただし都市計画法第11条に規定する都市計画決定された都市施設を除く。
 - (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
 - (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
 - (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園。ただし、兵庫県立自然公園条例に基づく「普通地域」における次の行為については、この限りでない。
 - ア 高さ13m又は延床面積1,000平方mを超えない建築物の新築、改築、増築又は用途変更
 - イ 敷地の面積が1ha未満の行為

第5 道路の基準

- 1 申請敷地の主たる出入口が面する道路（以下「主搬出入道路」という。）は、1車線の幅員が3m以上で2車線以上を有する公道であること。ただし、市街化調整区域内における主要地方道・一般県道については、2車線以上を有し、車道有効幅員が6.5m以上であること。

この基準が適用される区間は、原則として、申請敷地が接する道路の部分から上位道路又は道路構造令を勘案し、交通上支障がないと認められる道路に至る交差点までの区間とする。「交通上支障がない」の判断にあたっては、道路管理者及び交通管理者と十分協議を行うものとする。

- 2 道路の拡幅により前号の規定を満足しようとする場合は、当該幅員以上の公道に接続するまでこれを行うこと。ただし、狭小区間が多く存するなど、拡幅等が困難な場合は、必要な安全対策等について、道路管理者及び交通管理者と十分協議を行ったうえで決定する。
- 3 主搬出入道路は、教育委員会が指定する通学路と相当の区間にわたって重複しないこと。ただし、歩道が設置された道路は、この限りでない。

第6 事前説明等の基準

- 1 申請敷地の境界に隣接して居住する者及び事業を営んでいる者に対して事業計画の概要を事前に説明すること。ただし、他の法令等に基づく説明会等を行った場合は、この限りでない。
- 2 申請敷地から300m以内に存する町内会等に事業計画の概要について事前に説明をすること。ただし、他の法令等に基づく説明会等を行った場合は、この限りでない。
- 3 他の行政区域から申請敷地の境界までの距離が300m以内の場合は、当該地方公共団体に対して、事業計画の概要を事前に説明すること。また、当該地方公共団体から指示事項がある場合は、これに従うこと。
- 4 排水等（雨水を含む）を公共下水道を経ずに公共用水域へ直接放流する場合は、あらかじめ直流の水利権等を有する者と協議すること。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の際現に存する第3に規定する施設について、この基準に適合しない部分がある場合においては、当該許可に基づいて引き続いて処理施設を営んでいる間は、これを増築し、又は用途を変更する場合を除き、当該部分はこの基準を適用しない。

別表（第4関係）

	名 称	位 置
1	加古川ウェルネスパーク	加古川市東神吉町天下原 370
2	加古川市立少年自然の家	加古川市東神吉町天下原字黒岩山 715-5
3	加古川市立野外活動センター	加古川市東神吉町天下原字黒岩山 715-5
4	平荘湖	加古川市平荘町、東神吉町